

農業改良助長法の一部を改正する法律

(平成一六年五月二六日法律第五三号)

一、提案理由(平成一六年三月三十一日・衆議院農林水産委員会)

亀井国務大臣

……………(略)……………

続きまして、農業改良助長法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の農業を振興していくためには、技術の開発と普及が基本であります。これまで、農業改良助長法に基づき、試験研究機関で開発された新技術を地域の条件に応じて現場に合った形で農業者に普及することにより、農業政策上のさまざまな課題に対応して、成果を上げてきたところであります。

しかしながら、近年、食の安全、安心の確保など消費者の視点を重視した生産・流通体制の確立や、経営改善に意欲的な農業の担い手への支援の重点化等が求められている中で、これらの課題に対する普及組織の対応が必ずしも十分でないとの指摘がなされているところであります。

また、地方分権の推進のため、都道府県の自主性の拡大の観点に立った事業運営が求められているところであります。

このような状況を踏まえ、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業の展開を図るため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、政策課題に対応した高度かつ多様な技術、知識をよりの確に農業現場に普及していけるようにするため、普及関係職員を専門技術員と改良普及員の二種類に分けている現行制度を見直し、調査研究と普及指導とを一元的に実施する普及指導員を置くこととしております。

第二に、都道府県が自主性を発揮し、弾力的、機動的な事業運営ができるよう、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止することとしております。また、普及指導を効果的に行うため、都道府県の判断により、普及指導員の活動により得られた知見の集約、専門分野がさまざまな普及指導員の活動の役割分担、進行管理等、普及指導を総合化するための活動を行う普及指導センターを置くことができることとしております。

第三に、都道府県がみずからの判断で実態に応じた運用が可能となるよう、専門技術員及び改良普及員に支給されている農業改良普及手当の上限を廃止するとともに、その名称を普及指導手当に改めることとしております。

……………(略)……………

以上が、これら三法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成一六年四月二二日)

高木義明君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

農業改良助長法の一部を改正する法律案は、都道府県が自主性を発揮し、農業者の高度で多様なニーズに対応できる普及事業を展開するため、普及職員の一元化、地域農業改良普及センターの必置規制の廃止等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

三法律案は、去る三月三十一日亀井農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月十三日及び昨二十一日政府に対する質疑を行ったほか、四月十四日には参考人から意見を聴取するなど、慎重に審査を行いました。

質疑を終局し、まず、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案について、討論の後、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、両案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二一日）

政府は、本法の施行に当たり、農業者が求める高度で多様なニーズに対応し、都道府県の自主性を一層発揮した協同農業普及事業の積極的展開が図られるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

- 一 協同農業普及事業は普及職員という「人」によって成り立っている事業であることにかんがみ、今後とも、普及職員の必置規制を堅持すること。また、協同農業普及事業の運営に当たっては、自らの創意工夫による多様な取組を展開する経営体等の技術革新を支援するとともに、市町村、農協等の関係機関や農業集約のリーダー等との連携の下、地域農業の持続的な発展を図ることを基本的な課題として位置付けること。
- 二 普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる機能並びに高度な課題解決型能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導員を計画的に養成するための研修を充実強化すること。また、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員が地域農業の振興等に寄与してきたこれまでの実績を十分に勘案し、普及指導員への移行を円滑に行うこと。
- 三 普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員の活動拠点及び農業者等に対するサービス提供の場としての機能が十分果たせるよう、組織体制を整備充実するとともに、センター長については、普及事業に関し高度な見識と経験を有する者の配置が確保されるよう十分配慮すること。
- 四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後とも、普及指導員に求められる技術

指導力の高度化等に対応し得る優秀な人材が確保されるよう、その趣旨の周知徹底を図ること。

五 協同農業普及事業交付金については、農業の発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、事業の効果的・効率的な実施に資するよう、その在り方を検討すること。右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告（平成一六年五月一九日）

岩永浩美君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

……………（略）……………

次に、農業改良助長法の一部を改正する法律案は、専門技術員及び改良普及員を普及指導員に一元化するとともに、地域農業改良普及センターの必置規制を廃止し、新たに普及指導センターを設けることができるようにする等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、農業委員会及び普及職員の必置規制を堅持することの必要性、農業委員会交付金及び協同農業普及事業交付金の在り方、優良農地の確保、女性の農業委員への積極的な登用の必要性、普及手当の上限規定廃止が普及手当の削減につながることへの懸念、新規就農者に対する関係機関一体となった支援の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

……………（略）……………

次いで、順次採決の結果、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案は多数をもって、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案及び農業改良助長法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一八日）

政府は、高度な農業技術の普及、農業経営の改善、地域農業の活性化など、我が国の農業の持続的発展及び食料の安定確保に果たす協同農業普及事業の役割の重要性にかんがみ、協同農業普及事業の積極的展開が図られるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一 協同農業普及事業は、農業の持続的発展に不可欠な農業技術を普及する事業であることから、今後とも、普及職員の必置規制を堅持すること。

また、普及指導センターの設置に当たっては、普及指導員が農業者等にサービスを提供する活動拠点として十分機能するよう、都道府県に対して、組織体制の整備充実に必要な支援を行うとともに、協同農業普及事業に対し、高度な見識と経験を有する者が普及指導センター長として配置されるよう、十分配慮すること。

二 協同農業普及事業の運営に当たっては、農業者等の高度技術導入、経営革新ニーズに対する的確な対応、市町村、農協等と連携した地域農業のコーディネーターとしての役割等を普及指導員が十分果たせるよう、普及指導員の資質の向上に努めること。

また、新規就農者に対する研修教育の一層の充実を図ること。

三 普及職員の一元化に当たっては、普及指導員に求められる役割及び能力の確保に配慮しつつ、資格試験制度を構築するとともに、普及指導を継続的かつ安定的に実施するため、現職の改良普及員の普及指導員への移行については、これまで地域農業の振興等に寄与してきた実績を十分に勘案し、円滑に行われるよう配慮すること。

四 普及手当の上限規定の廃止に当たっては、今後、普及指導員に一層高度な役割が求められることから、意欲的かつ優秀な人材の維持・確保を図る観点に立ち、都道府県において普及手当の適正な支給が行われるよう努めること。

五 協同農業普及事業交付金については、農業の持続的な発展及び食料の安定確保に普及事業が果たす役割、協同農業普及事業における国の責務、国と都道府県との役割分担の重要性を踏まえた上で、都道府県の協同農業普及事業への対応も考慮して、その在り方を検討すること。

右決議する。